

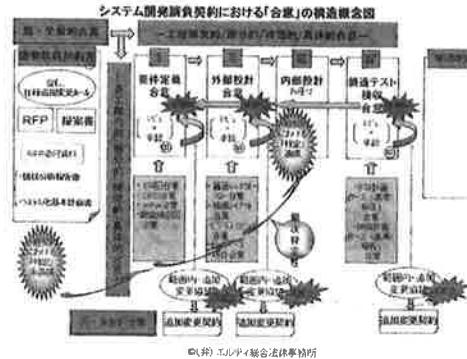
ソフト開発契約に関する民事訴訟－その2



藤谷 譲人

ソフトウェア開発契約に関する契約の解釈は、この契約の特殊性・高度な専門性に照らせば、裁判官にとって困難極まりないが重大的責務であるのに、この責務が果たされていないのが現状である。プロジェクトマネジメント債務の要件事実や債務不履行の場合の社会的合意形成が急務である。

2016.3.21 電気新聞「Point of View」



問題の出発点は、
「開発請負契約における
『合意』」の構造概
念図の左端の「開
発請負契約」を締結した
時点で、売買契約や賃貸借
契約におけると同程度の
「目的物の特定」が存在し
ては困難ではない。しかし、
この契約の特殊性・

高度な専門性に照ら
せば、裁判官にとつ
て困難極まりないが
重大的責務であるの
に、この責務が果た
されていないのが現
状である。

一般的契約における特定と
同程度の特定レベルに到達
するのは早くても要件定義
工程が完了した後である(工
程ごとの順次的部分的補完
的具体的合意形成作業)と
いって進行することになる。
一般的契約における特定と
同程度の特定レベルに到達
するのは早くても要件定義
工程が完了した後である(工
程ごとの順次的部分的補完
的具体的合意形成作業)と
して進行することになる。

「ソフトウェア開発プロ
ジェクト契約においては、
『プロジェクトマネジメン
ト義務』が契約における主
要な債務」であるというこ
とを正面からとらえて、現
代型の特殊専門的なプロ
ジェクト契約における契約
締結の要件事実は何か、プロ
ジェクトマネジメント
業務の内容は何か、債務不
履行の場合の法律効果などに
ついての社会的合意形成の
努力が急務である。

ふじたに・もりひと弁
護士法人エルディ総合法律
事務所所長弁護士。IT
ADRセンター所長。日本
の弁護士の中で唯一の公認
システム監査人、JISSA
正会員。